

仕 様 書

第 1 委託件名

令和 4 年度東京のライトアップ等紹介ガイドブックの制作・印刷及び WEB サイトの構築・運営委託

第 2 目 的

東京を訪れる旅行者を増やすためには、旅行者が東京の夜の時間帯を楽しめるよう、東京の夜の魅力を発信していく必要がある。そこで、東京の夜景やライトアップ等のスポット、ナイトライフを楽しめる施設等をわかりやすく紹介するガイドブック及び WEB サイトを制作し、広く P R に活用することで、旅行者誘致に繋げていく。

第 3 契約期間

令和 4 年 8 月 2 3 日（火）から令和 5 年 3 月 3 1 日（金）まで

第 4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団という。」）の指定する場所

第 5 通則

- 1 本仕様書は、「令和 4 年度東京のライトアップ等紹介ガイドブックの制作・印刷及び WEB サイトの構築・運営」委託（以下「本委託」という。）に適用する。
- 2 本委託の受託者（以下「受託者」という。）は、本委託の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを財団に提示すること。
- 3 受託者は、本委託を実施するに当たり、財団と綿密に打合せを行うものとする。
また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、財団と受託者で協議の上、定めるものとする。
- 4 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、業務を進めることとする。
- 5 本委託のため必要となる関係官公庁その他に対する手続は、受託者が迅速に処理すること。
また、これに要する費用は、受託者の負担とする。
- 6 受託者は、本委託業務に当たり、調査対象者との良好な協力関係の維持に特に配慮すること。
事故等のトラブルに係る責任は受託者にあることとし、財団に速やかに報告すること。
- 7 財団は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- 8 契約金額には、特段の記載のあるものを除き、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

第 6 委託内容

受託者は、都内のライトアップ施設、夜景スポット、ナイトライフを楽しめる施設等を紹介するガイドブックの制作・印刷及び WEB サイトの構築・運営を行うこと。ガイドブック及び WEB サイトの名称は「TOKYO NIGHT Story」とし、日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語の計 4 言語 5 種類を展開すること。なお、ガイドブックの制作及び WEB サイトの構築にあたっては、令和元年度に東京都が作成した「TOKYO NIGHT Story 2020」（ガイドブック及び WEB サイト）の内容を

引継ぎ、必要な修正・削除・追加を行うものとする。

(ガイドブック) https://www.gotokyo.org/book/?post_type=list&s=TOKYO+NIGHT+STORY

(WEB サイト) <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/nightview/>

1 ガイドブックの制作・印刷

以下の業務を実施すること。

- ・「TOKYO NIGHT Story 2020」のガイドブックに掲載されている内容の確認及び修正、掲載スポットの入替、新たな掲載内容の追加
- ・表紙及び裏表紙の新規制作
- ・ガイドブックの制作及びデータ納品
- ・データの印刷・発送業務
- ・WEB サイト及びデジタルパンフレットギャラリーへの掲載

ガイドブックの規格は以下の通りとする。

<言語>日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語（計4言語5種類）

<大きさ>A5判

<色>表紙及び全ページカラー（4色）

<ページ数>48ページ程度

<数量>38,000部

(1) ガイドブックに掲載されているライトアップスポットやエンターテインメントスポット施設等（以下「施設等」という。）への掲載許諾等

施設等のうち掲載許諾等の依頼が必要な施設等に対し、以下の①から③を踏まえ、掲載許諾を得て、本事業への協力を依頼する。掲載許諾の確認方法として、電子メール、電話、FAX等の手段を想定している。なお、令和元年度に掲載した施設等の連絡先は、契約確定の日以降に財団から提供する。

- ① 協力を依頼した施設等については、掲載許諾の可否及び調査先担当者名、所属部署、連絡先を整理した一覧表を作成し、報告すること。
- ② 施設等の掲載が難しいことが判明した場合は、すみやかに施設等の掲載に係る代替案を検討し、財団に報告及び協議を行うこと。
- ③ 代替案となる施設等は、原則として差し替える施設等の属するエリア、カテゴリと同種の施設、場所とし、飲食店や販売店などの個別の店舗名は掲載しないこと（複合商業施設などの複数の店舗が入る施設は、掲載可）。

(2) 施設等への掲載内容の確認

「TOKYO NIGHT Story 2020」のガイドブック（日本語版）に掲載されている内容（写真、地図上の位置等、サイト情報等）について、該当する全ての施設等に確認を行うこと。なお、掲載内容の変更がある場合は、上記（1）をふまえて修正箇所の確認を行い、ガイドブックに反映させること。なお、修正については、文字校正、掲載写真の変更、それに伴うレイアウト変更等を想定

している。マップに関しても物件の差し替え等によってリサイズ、リメイクが生じることを想定すること。

掲載内容の確認にあたっては、対象となる記事のコピーを取り、電子メール、FAX 等により施設等に送付し確認を取ること。修正箇所は施設のデータだけではなく、本文内容にも修正・変更が生じるものと想定すること。

（３）表紙写真の変更

- ① 財団と協議の上、新たな写真を用いた表紙を作成すること。
- ② 表紙写真についても、上記（１）及び（２）に準じて、本事業への協力及び掲載許諾を得ること。
- ③ 表紙写真の撮影に当たっては、写真撮影を専門とするプロのカメラマンを起用し、新たに写真を撮影するなど、訴求効果の高い写真を用いること。

（４）新たな掲載内容の追加、入替

- ① 最新のトレンドを踏まえた夜景スポット・イベントを紹介する新たな頁（２頁分）を作成し、紙面全体のバランスを保てるよう財団と協議の上、適切な頁に挿入すること。
- ② 財団が契約締結後に別途指定する夜間コンテンツや最新の夜景スポット等を紹介する新たな頁（４頁分程度）を作成し、紙面全体のバランスを保てるよう財団と協議の上、適切な頁に挿入すること。なお、当該頁の挿入により、令和元年度に東京都が作成した「TOKYO NIGHT Story 2020」（ガイドブック）の「東京の夜を盛り上げる！ナイトライフイベント（p 38～41）」分は削除すること。
- ③ 全掲載スポットの１割程度を新規スポットとし、現行のスポットとの入替を行うこと。新規スポットは紙面全体のバランスを保てるよう財団と協議の上、適切な頁に挿入すること。新規スポットはアフターコロナの状況を踏まえたうえで、外国人目線も取り入れるなど旅行者の関心が高く訴求力が高い場所を選定し提示すること。
- ④ 上記①～③の記事作成にあたっては、主催者と調整の上、イベントの実施写真、資料の提供を受けた上で、実施内容、実施時期・時間、地図を含む頁を作成するものとする。また、すべての掲載施設及び掲載情報に関連する施設に対して、上記（１）及び（２）に準じて、本事業への協力及び掲載許諾を得ること。最終的な掲載内容（具体的な掲載スポットを含む）は、財団と協議により決定すること。

（５）デザイン

表紙及び裏表紙のデザインについて、複数案提示すること。提示する案は、旅行者に訴求力があり、見やすく、デザイン性の高いものとする。最終的には、財団との協議により決定すること。なお、使用する写真については、上記（３）②に準じて、本事業への協力及び掲載許諾を得ること。また、写真の撮影に当たっては、写真撮影を専門とするプロのカメラマンを起用し、新たに写真を撮影するなど、訴求効果の高い写真を用いること。

(6) 原版作成

①原稿作成・翻訳

- ・上記(1)から(5)をふまえ、原稿は日本語で作成し、財団の承認を得てから翻訳を行うこと。
- ・承認を得た日本語の原稿について、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語に翻訳をすること。翻訳にあたっては、受託者の責任においてネイティブチェックを行うこと。なお、翻訳者及びネイティブチェックを行う者の経歴等情報を記載した実施体制図等を提出し、財団の承認を得ること。
- ・文字校正については、受託者が責任を持って4回以上行うこと。また、財団の原稿確認については、各言語3回以上、財団に確認原稿を提出すること。なお、提出原稿は、全て内部校正を行ったものであること。
- ・翻訳にあたり、各施設が指定する外国語表記がある場合は、当該指定に従うこと。

② その他

- ・文字校正については、受託者が責任を持って行うこと。また、掲載する内容、写真については、各関係施設に掲載許可の確認を取った上で掲載すること。
- ・レイアウト前のほか、レイアウト後、最終原稿まで、ファクトチェック・翻訳の両方について、綿密に校正・校閲を行うこと。
- ・ガイドブック全体を通して、表記の整合性を図ること。
- ・固有名詞については、特に綴り間違いのないよう、入念に確認すること。
- ・掲載されている全ての電話番号について、実際に架電を行い、正しいことを確認すること。
- ・掲載されている全てのURL及び二次元コードについて、実際にアクセスして正しいことを確認すること。

(7) 印刷及び発送業務

印刷にあたっては、別紙1「印刷物作成仕様書」の仕様に従うこと。印刷後は、財団が指定する納入先都内100か所程度へ発送すること。(納入先リストは契約締結後に提供する。)

(8) WEBサイト及びデジタルパンフレットギャラリーへの掲載

制作したガイドブックのPDF等は、下記2「WEBサイトの構築及び運営」にて構築予定のWEBサイトにも掲載すること。また、財団が別途運営している「デジタルパンフレットギャラリー」に掲載すること。なお、掲載については、受託者が、デジタルパンフレットギャラリーの運営会社(株式会社ニシカワ)に申込みこと。掲載にかかる経費は契約金額に含むこととする。(掲載料金は別紙2「東京観光デジタルパンフレットギャラリー掲載料金」のとおり)

2 WEBサイトの構築及び運営

以下の業務を実施すること。

- ・WEBサイトの構築・開設
- ・WEBサイトの運営・保守
- ・既存ページへの移転案内文掲載

(1) 掲載内容

主な掲載内容は以下のとおりとする。なお、具体的な掲載内容は、外国人目線も取り入れるなど、旅行者の関心が高く、訴求力が高いものとし、最終的な掲載内容は、財団と協議により決定すること。

<主な掲載内容>

- ・上記1「ガイドブックの制作・印刷」において制作したガイドブックの内容
- ・その他、夜間観光をPRする動画など（動画データは財団が提供する）
- ・上記1「ガイドブックの制作・印刷」において制作したガイドブックのPDF
- ・財団が別途指定した内容

(2) WEBサイトの構築・開設

受託者は、令和元年度に東京都が作成した「TOKYO NIGHT Story 2020」（WEBサイト）のデータを利用し、上記第6の1（1）から（6）の内容を反映させ、以下の①から⑩を踏まえ、サイト構造、ページデザイン、掲載内容等について、財団と協議した上でデザイン性に優れたWEBサイトを構築し、令和5年3月1日（水）までに新規でWEBサイトを開設すること。

また、ホームページ上に掲載している施設等に対し、リンク等の確認を行うこと。

- ① WEBサイトの制作に当たっては、別紙3「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠すること。
- ② WEBサイトは、受託者がサーバーを用意して運営すること。なお、運営に際しては別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」の準拠に特に留意すること。
- ③ 音声読み上げソフトへの対応や文字拡大機能など、アクセシビリティに配慮したページ構成とすること。
- ④ WEBサイトの言語は、日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語の計4言語5種類とすること。
- ⑤ ページのデザイン及びレイアウトは、情報が見やすく、ユーザーのプリントアウト環境に考慮したデザインとすること。
- ⑥ 閲覧環境は一般的なブラウザで正常に作動するものにすること。また、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット等様々な端末で閲覧されることを想定したデザインとすること。
- ⑦ 納品前に、動作確認テストを行うとともに、ウイルスチェックを行うこと。
- ⑧ アクセシビリティの検証の実施を行うこと。公開するWEBサイトについて、「JISX8341-3:2016」試験実施ガイドラインに基づき、ウェブアクセシビリティの達成等級（A・AA）に準拠しているかを検証し、結果を提出するとともに、指定のページに公表すること。検証の結果、問題点が見つかった場合には、財団に内容を報告後、財団からの指示により必要に応じて修正を行うこと。
- ⑨ WEBサイトの構成は、原則以下のとおりとすること。
 - ・トップページ
 - ・サイトポリシー
 - ・多言語
 - ・サイトマップ

・問合せ

- ⑩ 財団及び東京都等の WEB サイト上に掲載するバナーデータについて、上記 1「ガイドブックの制作・印刷」において制作したガイドブックの表紙デザインと統一性のあるバナー画像を作成すること。
- ⑪ WEB サイト作成にあたっては受託者がテスト環境を用意すること。テスト環境は「TOKYO NIGHT Story」サイト全体の内容確認がおこなえる本番環境を想定したものとする。また、テスト環境へは許可された者のみがアクセスでき、財団が適宜確認できる環境とすること。テスト環境において、修正が必要な内容が確認された場合は、その内容を反映すること。
- ⑫ WEB サイト内の GoogleMap 表示に使用する Google アカウントは受託者が取得、設定をおこなうこと。
- ⑬ EU における GDPR（一般データ保護規則）等に関する対応を行うこと（例：クッキー利用について、サイトポリシーへの記載やポップアップ表示対応等）。その他、財団と協議の上決定すること。

(3) WEB サイトの運営・保守

開設した WEB サイトは、適切に運営・保守すること（不具合修正や最新ブラウザへの対応を含む）。運営・保守等については、以下の条件を満たすものとする。

- ① WEB サイトに関するサーバー（クラウド利用可）及びドメイン・URL を適切に管理すること。
- ② 24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼働させること。
- ③ 障害対策及びバックアップ取得について、適切な提案をし、実施すること。
- ④ セキュリティ対策について、適切な提案をし、実施すること。
- ⑤ 障害発生やサイバー攻撃等の緊急時の対応体制を提案すること。
- ⑥ 財団からの技術的な問い合わせを受け付け（平日営業時間内）、適切にサポートすること。
- ⑦ サーバー作業者の操作履歴を保持すること。

(4) その他

契約期間満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託事業者への業務引継ぎの際は、契約期間中の業務履行に支障をきたさない対応をするとともに、新規受託事業者への業務引継ぎ後も問題が発生しないように十分な対応を行うこと。

3 納品物及び納期

(1) ガイドブックの原版電子データ一式【納期：令和 5 年 2 月 15 日（水）】

① PDF 版データ

※A 4 版で印刷できること。

※WEB 等で掲載する可能性を踏まえ、軽量化を図ること。

② 編集可能なデータ（Adobe InDesign）

(2) WEB サイトデータ一式【納期：令和 5 年 3 月 1 日（水）】

※バナーデータを含む

(3) 写真データ（ガイドマップに掲載される全て）【納期：令和 5 年 3 月 1 日（水）】

(4) 掲載施設等の連絡先等を整理した一覧表【納期：令和 5 年 3 月 1 日（水）】

- (5) ガイドブック(日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語の計4言語5種類)

【納期：令和5年3月1日(水)】

①財団の指定する場所に納品すること

②規格(別紙1「印刷物作成仕様書」の仕様に従うこと。)

ア 数量 : 38,000 部

(日本語版) 17,000 部

(英語版) 10,000 部

(中国語版(繁体字)) 4,000 部

(中国語版(簡体字)) 4,000 部

(韓国語版) 3,000 部

イ 製版等 : オフセット、表紙及び全ページカラー(4色)刷り

・使用材料 : 表紙 再生マットコート紙 菊版(93.5kg)

本文 再生マットコート紙 菊版(62.5kg)

※ただし、印刷用紙の需給環境の変化を考慮し、代替品の提案を可能とする。

・仕立て : 中綴じ

4 権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権、商標権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他社の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (2) 本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
- (3) 本件委託により得られる成果物に対する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、財団に帰属する。
なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も財団に譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、成果物に対する著作権法第二章第三節第二款に規定する権利(著作者人格権)を有する場合において、財団及び財団から許諾を受けた第三者に対してもこれを行行使しないことに同意するものとする。

5 その他

- (1) 取材、調査、翻訳、写真等の素材収集等、原稿作成に係る諸作業は本委託に含む。
- (2) ガイドブック及びWEBに掲載する文章は、公共の制作物として適切な出典等に基づき作成すること。また、財団が確認のため出典資料を求めたときには、速やかに提出すること。
- (3) 令和元年度に東京都が作成した「TOKYO NIGHT Story」のガイドブックデータ及びWEBサイトデータは必要に応じて契約確定の日以降に財団から提供する。

第7 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、地図部分作成及び翻訳業務については、専門の業者等に委託するこ

とを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により財団に報告するものとする。

第8 秘密の保持

受託者は、上記第7により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

上記第7により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第9 グリーン購入法について

ガイドブックの制作にあたっては、「東京都グリーン購入ガイド（2022 年度版『2. 印刷物』）」等を確認の上、可能な限り遵守すること。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.html

第10 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第11 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
 - ① 本事業を通じて得た関係者の氏名/連絡先/メールアドレス など
 - ② 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
 - ③ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり第7により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

第12 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第13 その他

- (1) 本契約の履行に関する情報及び原稿等について、財団から貸与されたものは、契約終了後、速や

かに返却すること。

- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 原稿（記事面、地図、イラスト、写真等）の校正は、受託者の責任において校了とすること。校了後に誤り、要訂正箇所等が見つかった場合は、受託者の責任において速やかに訂正することとし、訂正等により発生した費用及び損失に対して、財団は一切責任を負わないものとする。
- (4) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

第14 連絡先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2 階

電 話：03-5579-2682

e-mail：chiiki@tcvb.or.jp